税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

	組織の状況※						取扱っているもの							
-	(ア)	(1)	(ウ)	(工)	組織名	人数	国保料	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	上水道料金		学校給食費	公営住宅家賃	その他
1 千 葉 市 2 銚 子 市	0	0			債権管理課 債権管理室	22 12	0	0	0		0	0	0	保育料など 保育料、下水道事業受益者負担金
3 市 川 市	0			0	債権管理課	46	0	0	0		0	0	0	保育料・下水道事業受益者負担金・ 療育療養に関する徴収金等の強制 徴収公債権・奨学金返還金・し尿収 集手数料他
5 館 山 市 6 木 更 津 市 7 松 戸 市 8 野 田 市 9 茂 原 市	0		0 0 0	0	債権管理課	33	00	0 0 0	0 0 0		0		0	保育園保育料、下水道事業受益者 負担金 但し、移管を受けた債権に限る
10 成 田 市		0		0	債権回収対策室	5		0	0		0	0		下水道受益者負担金、保育料、 時間外保育料、その他非強制徴収 債権の一部
11 佐 倉 市 12 東 金 市 13 旭 市		0		0 0	滞納整理係	9		0	0					
14 習 志 野 市	0			O	債権管理課	6	0	0	0					こども保育料、未熟児養育医療返還金、生活保護費返還金(強制徴収分)
15 柏 市	0				債権管理課	7	0	0	0		0	0	0	保育園保育料、生活保護費返還 金、こどもルーム保育料、児童扶養 手当返還金、高校入学準備資金貸 付金、母子寡婦福祉資金貸付金
16 勝 浦 市 17 市 原 市 18 流 山 市 19 八 千 代 市 20 我 孫 子 市	0	0 0	00		債権回収対策室 債権管理課 債権回収室	5 6 2	000	0 00 0	0 0 0		0			保育料、下水道事業受益者負担金 保育園保険料 保育園保育料、下水道受益者負担 金、土地区画整理事業資産金、国
21 鴨 川 市 22 鎌 ケ 谷 市 23 君 津 市 24 富 津 市 25 浦 安 市			0 0	00 0				0	0					保育料
25 浦 安 市 26 四 街 道 市 27 袖 ケ 浦 市 28 八 街 市 29 印 西 市		0 0		0 0 0	債権回収室 債権回収対策室	3		0	0					国保税·保育料 保育園保育料
30 白 井 市			0		原惟四权对农主			0	Ö					保育料(平成28年度から)
31 富 里 市 32 南 房 総 市 33 匝 瑳 市 34 香 取 市	0		00	0	債権管理課	13	0	0	0					况 奔死况奔到 奥米 <u>集茨</u> 林小庙田
35 山 武 市		0			債権回収対策係	3		0	0	0		0	0	保育所保育料、農業集落排水使用料、幼稚園保育料、学童クラブ利用料、病院診察代、生活保護費返還金、法人市民税
36 い す み 市 37 大網白里市			0 0	(0	0		0			生保返還金、保育料、下水道負担金、道路占用料、河川占用料
38 酒 々 井 町 39 栄 町 40 神 崎 町			0	0				0	0					
41 多 古 町 42 東 庄 町 43 九十九里町 44 芝 山 町 45 横 芝 光 町			0 0	000				0	0					
46 一 宮 町 47 睦 沢 町 48 長 生 村 49 白 子 町 50 長 柄 町				00000										
51 長 南 町 52 大 多 喜 町 53 御 宿 町 54 鋸 南 町			0	0000			0	0	0					
市 計 町 村 計 県 計	7 0 7	8 0 8	12 4 16	10 13 23		181 0 181								

※この表で国保税は、他の公金としていない。 ※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保料の滞納繰越分を取扱っている。

※「組織の状況」区分 ※3 (ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。 ※1 (イ) 債権回収を一元的に行う課は設置してないが、室・班・係を設置している。 (ウ) 収税担当課において、税以外の徴収を行っている。 (エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。